

# 第9回大船渡市農業委員会総会会議録

大船渡市農業委員会

## 第9回大船渡市農業委員会総会会議録

招集者 大船渡市農業委員会会長 熊谷 玲子

会議日時 令和6年6月28日 午後2時00分開会

会議場所 大船渡市役所：地階大会議室

### 議事日程第1号

- |      |       |                                              |
|------|-------|----------------------------------------------|
| 日程第1 |       | 会期の決定                                        |
| 日程第2 |       | 書記及び議事録署名委員の指名                               |
| 日程第3 | 報告第1号 | 農地法第3条の3の規定による届出について                         |
| 日程第4 | 報告第2号 | 農地法第5条の規定による許可処分の取消について                      |
| 日程第5 | 議案第1号 | 農地法第3条の規定による許可申請について                         |
| 日程第6 | 議案第2号 | 農地法第4条の規定による許可申請について                         |
| 日程第7 | 議案第3号 | 農地法第5条の規定による許可申請について                         |
| 日程第8 | 議案第4号 | 農地法の適用外であることの証明願いについて                        |
| 日程第9 | 議案第5号 | 令和5年度農業委員会の農地利用最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表(案)について |

本日の会議に付した事件

～議事日程第1号に同じ～

出席委員（農業委員 10名）

議長 熊谷 玲子君	1番 佐藤 信 君
2番 菊地 久寿君	3番 金野たか子君
4番 及川 和子君	5番 細谷 知成君
6番 鈴木 力男君	7番 及川 建則君
8番 近江カズ子君	9番 中村 亨 君

（農地利用最適化推進委員 10名）

[大船渡地区] 大船渡地域 佐藤 幾子君	末崎地域 鈴木のり子君
末崎地域 尾形キヨシ君	赤崎地域 浅野 幸喜君
猪川地域 鈴木 学 君	立根地域 金 典夫君
日頃市地域 中嶋 敬治君	
[三陸町地区] 綾里地域 根内 孝 君	綾里地域 古内 文人君
越喜来地域 及川 孝子君	

遅刻者（0名）

欠席者（0名）

早退者（1名） 三陸町地区綾里地域推進委員 古内 文人君

事務局出席者

局長 高橋 大介君  
係長 志田 和則君

局長補佐 佐々木浩久君

午後2時00分開会

○議長(熊谷玲子君) 本日は、ご出席をいただきましてありがとうございます。定刻になりましたので、これより第9回大船渡市農業委員会総会を開会いたします。

開会にあたりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

いよいよ、今月末から農地パトロールが始まります。猛暑、熊の出没と危険との隣り合わせの中ですので、無理のない範囲での活動をお願いいたします。タブレットの活用、車窓からの確認でもよろしいと思いますので、それぞれ各自の判断にお任せいたします。よろしくをお願いいたします。簡単ではありますが、挨拶といたします。

○議長(熊谷玲子君) 本日の出席の農業委員は10名、推進委員は10名全員であります。

次に、これまでの経過と今後の日程について、高橋事務局長から報告をお願いします。

○事務局長(高橋大介君) それでは、皆様にお配りしております行事等経過報告と行事等開催予定をご覧になっていただければと思います。お手元の資料により行事等経過報告及び開催予定を申し上げます。

初めに、先月開催の第8回総会以降の経過報告です。5月29日、令和6年度全国農業委員会会長大会に中村会長職務代理者が出席しました。6月4日、日頃市町の宿集落、5日、同じく平山集落、7日、同じく鷹生集落で開催しました令和6年度地域農業を考える座談会に地域担当の農業委員、推進委員が出席しました。6月14日、市町村農業委員会会長会議・研修会に中村会長職務代理者が出席しました。6月19日、令和6年度新任農業委員・農地利用最適化推進委員研修会に農業委員、推進委員がオンラインにより受講しました。6月20日、広報おおふなどの発行で農地パトロールを掲載、周知しました。6月24日、猪川町大野地域で開催しました令和6年度地域農業を考える座談会に地域担当の農業委員及び推進委員が出席しました。本日、令和6年度一般社団法人岩手県農業会議定時社員総会に書面議決対応しています。なお、熊谷会長は一般社団法人岩手県農業会議の理事に就任する予定です。任期は2年となります。

次に、本日の総会以降の行事予定でございます。7月3日及び4日、岩手県都市農業委員会会長会総会及び視察研修、懇親会に熊谷会長が出席する予定です。7月12日、令和6年度農業委員・農地利用最適化推進委員ブロック別研修会に農業委員、推進委員が出席する予定です。次回の第10回総会は7月29日に開催する予定としておりますので、よろしくをお願いします。

行事等でご不明な点につきましては、事務局までお問い合わせ願います。私からは以上になります。

○議長(熊谷玲子君) それでは出席委員が定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事は、お手元に配付の議事日程第1号により進めることといたします。

○議長(熊谷玲子君) 日程第1、会期の決定を行います。

お諮りいたします。本総会の会期は本日1日間といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(熊谷玲子君) ご異議なしと認めます。よって、本総会の会期は本日1日間と決定いたしました。

○議長(熊谷玲子君) 次に、日程第2、書記及び議事録署名委員の指名を行います。議事録署名委員は農業委員からの指名となりますが、書記及び議事録署名委員を議長から指名してもよろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(熊谷玲子君) ご異議なしと認めます。それでは議長から指名いたします。書記には事務局の志田和則係長、議事録署名委員には、7番、及川建則農業委員、8番、近江カズ子農業委員を指名します。

○議長(熊谷玲子君) 次に、日程第3、報告第1号、農地法第3条の3の規定による届出についてを議題といたします。事務局から議案の朗読と説明をお願いします。

○事務局長補佐(佐々木浩久君) それでは議案書2ページをお開きください。報告第1号、農地法第3条の3の規定による届出があり、これを受理したので、本委員会に報告するものです。

番号1、登記簿地目は田、現況地目は雑種地、面積は558㎡。権利を取得した事由は相続。届出及び受理の日付は6月10日となっております。

次に、番号2、登記簿地目、現況地目いずれも畑、面積は1,416㎡。権利を取得した事由は相続。届出及び受理の日付は5月22日となっております。

3ページにお進み願います。番号3、登記簿地目は田及び畑、現況地目は田、畑及び雑種地、面積は計5,264.6㎡。権利を取得した事由は相続。届出及び受理の日付は5月22日となっております。

4ページにお進みください。番号4、登記簿地目、現況地目いずれも畑、面積は264㎡。権利を取得した事由は相続。届出及び受理の日付は5月24日となっております。

続いて、番号5、登記簿地目は畑、現況地目は雑種地、山林及びその他、面積は計9,433㎡。権利を取得した事由は相続。届出及び受理の日付は6月7日となっております。

次に、番号6、登記簿地目は畑、現況地目は山林及び雑種地、面積は1,272㎡。権利を取得した事由は相続。届出及び受理の日付は5月28日となっております。以上です。

○議長(熊谷玲子君) 報告第1号について質疑、意見はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(熊谷玲子君) 次に、日程第4、報告第2号、農地法第5条の規定による許可処分取消についてを議題といたします。事務局から議案の朗読と説明をお願いします。

○事務局長補佐(佐々木浩久君) それでは議案書5ページになります。報告第2号、農地法第5条の規定による許可処分取消願出があり、これを受理したので、本委員会に報告するものです。

番号1、登記簿地目は畑、現況地目は雑種地、面積は254㎡。権利種別は売買。

転用の目的は一般個人住宅の建設とのことで、こちらは令和4年4月27日に5条申請があり、許可をしていたものでございますけれども、取消理由に書いておりますが、より子供が通う小学校に近い土地が見つかったため、そちらに計画を変更したということで、こちらの土地の売買について取消願出をしたものになります。なお、この土地に関しましては、本総会の5条議案で再度別の方が購入ということで審議していただくこととなります。以上です。

○議長(熊谷玲子君) それでは報告第2号について質疑、意見を許しますが、何かございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(熊谷玲子君) 次に、日程第5、議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局から議案の朗読と説明をお願いいたします。

○事務局長補佐(佐々木浩久君) 議案書6ページをお開きください。議案第1号、農地法第3条の規定により許可申請があったので、本委員会の会議に付し、可否を決定するものです。

番号1、地図は1ページをあわせてご覧ください。登記簿地目は畑、現況地目は雑種地、面積は1,107㎡。権利種別は贈与。

目的といたしましては、譲受人が所有権移転を受け畑として利用するため、贈与で貰い受けるものでございます。

続いて、番号2、地図は2ページをあわせてご覧ください。登記簿地目、現況地目いずれも畑、面積は1,157㎡。権利種別は贈与となっておりますが、こちらは死因贈与、これについては加えて説明させていただきます。

申請事由には死因贈与と書いておりますが、死因贈与というのは、この土地を自分が死んだら、所有権をこの人に譲りますとの契約書を結んで、亡くなったならばすぐに所有権が移転するようになっているものになります。地図の2ページに、当該土地、斜線を引いている部分から下側に家があります。こちらにお住まいだった方が、この土地の所有者でありました。死因贈与契約を結んで、こちらの農地の管理を行っていた譲受人に譲るということで、契約書を結び、条件が満たされたら登記が執行される仮登記を済ませていた土地になります。譲受人は柿や栗などの木を育てるという目的で、贈与を受けるということになっております。死因贈与の場合、亡くなった直後に前の所有者から所有権が移転していることとなりますので、譲渡人、譲受人が同一の人の名前で書かれている形になります。

続いて、番号3、地図は3ページになります。登記簿地目、現況地目いずれも田、面積

は3,838 m<sup>2</sup>のうち1,000 m<sup>2</sup>。権利種別は賃貸借。

申請事由ですけれども、借受人の経営規模拡大のためとなっております。

地図をご覧いただきたいんですけども、今回対象にしている真ん中の土地の左側に、以前から借りている区画として、既に借受人が貸付人から借りて、ブドウ畑を栽培しているところになります。今回、追加で1,000 m<sup>2</sup>を借りて、経営面積を増やしたいとの申請でございます。

続きまして、7ページにまいります。地図は4ページをお開きください。4番、5番につきましては、農地をそれぞれ交換するという案件になります。番号4、登記簿地目、現況地目いずれも畑、面積は計2,972 m<sup>2</sup>。権利種別は交換。

申請事由につきましては、自宅の近くにある農地を交換して野菜などを栽培する目的となっております。

番号5、登記簿地目、現況地目いずれも田、面積は計3,662 m<sup>2</sup>。権利種別は交換で譲渡人、譲受人は4番と逆となっております。

こちらにつきましては、田んぼでありますけれども、交換によって今後栽培をしていくの内容となっております。以上です。

○議長(熊谷玲子君) 次に担当地区の農業委員から、申請地の現況について説明をお願いします。議案第1号1番について、6番、鈴木力男農業委員から説明をお願いします。

○6番(鈴木力男君) 6番、鈴木です。農地法第3条の規定による許可申請があったので、聞き取りと現地確認をした結果を報告いたします。

24日に現地確認を実施し、その後電話により聞き取り調査を実施しました。譲渡人は当該地は傾斜地で、なかなか耕作も難しく草刈りだけをやっていたが、譲受人より畑として利用したいので譲ってほしいと申し出があったので、譲ることにしたと話しておりました。以上、ご審議のほどよろしく願いいたします。

○議長(熊谷玲子君) それでは議案第1号1番について質疑、意見を許しますが、何かございませんでしょうか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(熊谷玲子君) 以上で質疑、意見を終わり、直ちに採決いたします。

議案第1号1番について、本委員会において許可と決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

( 賛成者挙手 )

○議長(熊谷玲子君) 挙手全員であります。よって、議案第1号1番は本委員会において許可とすることに決定いたしました。

○議長(熊谷玲子君) 次に議案第1号2番について、5番、細谷知成農業委員から説明をお願いします。

○5番(細谷知成君) 5番、細谷です。議案第1号2番につきまして、6月23日に現地調

査、6月25日に聞き取り調査を行いましたので報告をいたします。

地図は5ページになります。

国道から西側に向かって緩やかな下りの傾斜があり、草刈り管理がされた草地と、筆境に柿や栗の木がある農地となっています。

周辺の状況ですけれども、申請地の東側は国道、西側は宅地、南側は前所有者が居住していた住宅敷地で、前所有者は既にお亡くなりになっているため空き家となっています。北側には通路を挟んで耕作されている野菜畑があります。

申請に至った経緯ですけれども、申請地の前所有者は譲受人の親類にあたり、前所有者夫妻には子供がいなかったため、先々の財産の管理について話し合いを行い、前所有者が亡くなった時には財産を譲受人に所有権移転するという死因贈与の契約を結んだとのことです。今般、前所有者がお亡くなりになったため、死因贈与の所有権移転がされることとなったもので、申請地は今後草刈り管理をしながら、柿や栗の管理をしていくということでございます。

周囲への影響ですけれども、申請地の利用方法が変わらないため、周囲への影響はないものと思われま。報告は以上でございます。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

○議長(熊谷玲子君) それでは議案第1号2番について質疑、意見を許しますが、何かございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(熊谷玲子君) 以上で質疑、意見を終わり、直ちに採決いたします。

議案第1号2番について、本委員会において許可と決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長(熊谷玲子君) 挙手全員であります。よって、議案第1号2番は本委員会において許可とすることに決定いたしました。

○議長(熊谷玲子君) 次に議案第1号3番について、1番、佐藤信農業委員から説明をお願いします。

○1番(佐藤信君) 1番、佐藤です。農地法第3条の規定による許可申請についての調査結果を報告させていただきます。

現地調査を6月24日に圃場にて行いました。聞き取りは6月24日、借受人には電話で、貸付人は自宅に伺って話を聞きました。現地調査では当該農地には既にブドウの苗が植栽をされており、畦畔を含め草刈りを行うなど適正に管理されていました。隣の農地では、ブドウや水稲が栽培されているという状況です。

聞き取り結果ですけれども、借受人からの聞き取りによりますと、農地管理用に草刈り機1台を所有していることと、1,000㎡増えても1台で対応可能とのことでした。労働力的には現時点では1人で栽培管理しています。現在、一緒にやる人がいないか探している状



況です。隣の農地では既にブドウ栽培を行っており、技術的にも問題がないと考えます。地域で行っている共同作業にも協力しているとのことでした。それらを聞き取りしましたことから、機械の所有や労働力、栽培技術の面から見て特に問題ないと判断しました。貸付人からは、当該農地については自身で営農活動を行う予定はないとのことでした。2024年から3年間の賃貸契約を結んでおります。以上です。

○議長(熊谷玲子君) それでは議案第1号3番について質疑、意見を許しますが、何かございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(熊谷玲子君) 以上で質疑、意見を終わり、直ちに採決いたします。

議案第1号3番について、本委員会において許可と決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長(熊谷玲子君) 挙手全員であります。よって、議案第1号3番は本委員会において許可とすることに決定いたしました。

○議長(熊谷玲子君) 次に議案第1号4番及び5番について、2番、菊地久寿農業委員から説明をお願いします。

○2番(菊地久寿君) 2番、菊地です。議案第1号4番及び5番について報告いたします。

地図は4ページです。調査は6月25日に現地を確認し、4番の譲渡人宅で話を伺い、26日に譲受人の自宅で話を伺いました。

この土地は震災後に基盤整備され、畑でアスパラガスを作付していましたが、鹿の食害や大雨により若干の表土の流出等があり、現在は保全管理されております。

譲受人は、今後この畑を使い野菜などの作付を考えているそうです。

また、5番は、こちらも震災後に基盤整備された田で、現在、中間管理機構を通じて耕作しております。ここの田んぼの譲受人は水稻を主に作付していて、今後、規模拡大を希望しております。今回、お互いの希望が合致したため今回の交換となりました。特に問題ないと見てきました。報告は以上です。

○議長(熊谷玲子君) それでは議案第1号4番及び5番について一括で質疑、意見を許しますが、何かございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(熊谷玲子君) 以上で質疑、意見を終わり、直ちに採決いたします。

議案第1号4番及び5番について、本委員会において許可と決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長(熊谷玲子君) 挙手全員であります。よって、議案第1号4番及び5番は本委員会において許可とすることに決定いたしました。

○議長(熊谷玲子君) 次に、日程第6、議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局から議案の朗読と説明をお願いします。

○事務局長補佐(佐々木浩久君) それでは議案書8ページをお開きください。議案第2号、農地法第4条の規定により許可申請があったので、本委員会の会議に付し、可否を決定するものです。

番号1、登記簿地目は畑、現況地目は宅地、農振農用地区域外にありまして、面積は計403㎡。

転用の目的は駐車場及び物置を整備するとなっておりますけれども、備考のほうに追認案件となっております。実際のところ、こちらにはAにカーポート1棟、それからBに物置1棟、それぞれ既に設置されている状況となっております。また、このあと5条申請でも出てまいりますけれども、Cという土地につきまして、息子に譲ったうえ居宅を建設させるということで、それらに至る通路として利用するというので、通路部分を除いて追認案件という形となっております。なお、こちらにつきましては令和6年4月24日に農振地区から除外されたところになります。以上です。

○議長(熊谷玲子君) 次に担当地区の推進委員から、申請地の現況について説明をお願いします。議案第2号1番について、大船渡地区日頃市地域、中嶋敬治推進委員から説明をお願いします。

○大船渡地区日頃市地域(中嶋敬治君) 推進委員の中嶋です。議案第2号1番について調査の結果を報告いたします。

前回、2月の審議におきまして農地からの除外認可案件があり、先ほど報告があったとおり4月24日付けで認可を得たところで、その後、住宅建設の準備を進めているようです。

6月24日に現地を確認しましたところ、既に駐車場、カーポート、物置があるため、追認案件となっております。

6月24日に自宅を訪問し、譲渡人に話を伺ったところ、隣接する75番1を息子さんの一般住宅用地にしたいと、それに伴ってAとBは共用の駐車場、カーポートとして使っておりますということで、前回、農振徐外の時の話と同じでした。

周囲は譲渡人所有の休耕地ですので、その他の農地への影響はないものと思われました。以上です。

○議長(熊谷玲子君) それでは議案第2号1番について質疑、意見を許しますが、何かございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(熊谷玲子君) 以上で質疑、意見を終わり、直ちに採決いたします。

議案第2号1番について、本委員会において許可と決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

( 賛成者挙手 )

○議長(熊谷玲子君) 挙手全員であります。よって、議案第2号1番は本委員会にて許可とすることに決定いたしました。

○議長(熊谷玲子君) 次に、日程第7、議案第3号、農地法第5条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局から議案の朗読と説明をお願いします。

○事務局長補佐(佐々木浩久君) それでは議案書9ページになります。議案第3号、農地法第5条の規定により許可申請があったので、本委員会の会議に付し、可否を決定するものです。

番号1、地図は6ページをあわせてご覧ください。登記簿地目は畑、現況地目は畑及び雑種地、農振農用地区域外にありまして、面積は223㎡。権利種別は売買。

転用の目的といたしましては露天駐車場にするためとなっております。こちら、地図をご覧くださいんですけども、斜線を引きました当該対象農地の下に家屋がございますけれども、こちらが譲渡人がお住まいになっている家屋ということになります。この家屋とあわせて譲受人に売却する予定と伺っております。譲受人は家屋部分は建物を事務所等に使用しながら、斜線部分について駐車場として利用したいというものでございます。

なお、この土地につきましては昭和40年代に、5条転用で宅地化するという許可をしておったところですが、その後も引き続き畑が作られていて、一部のみ駐車場になっていたということで、この土地につきましては現況主義に基づきまして、再度農地台帳に登録した土地となっております。

続いて、番号2、地図は7ページになります。登記簿地目は畑、現況地目は雑種地、農振農用地区域外にありまして、面積は275㎡。権利種別は売買。

転用目的は一般個人住宅の建設で、現在借家住まいにつき、当該地を取得して自宅を新築したいということでございます。

なお、この土地につきましては、今年の総会において斜線を引いている部分の下側に通路部分ということで、農地転用の許可をいただいたところでありまして、当該地の上の部分、1mの幅で細長く水道を通すためということで、農地転用を許可しているものでございます。地目は変更されておりませんので、登記簿地目、畑ではありますけれども、現状は分譲前の宅地というような状況になっているところでございます。

続いて、番号3、地図は8ページをお開きください。先ほど5条申請の取消の件で出てきた土地でございます。登記簿地目は畑、現況地目は雑種地、農振農用地区域外にありまして、面積は254㎡。権利種別は売買。

転用目的は一般個人住宅の建設で、現在借家住まいにつき、当該地を取得して自宅を新築したいというものでございます。

こちらの土地につきましては、かなり大きな土地でありましたけれども、分筆するような形でそれぞれを宅地で分譲するという申請で、一昨年度から、それぞれ土地の売却について申請があり、5条で許可をしているところになります。

続いて、10 ページにお進みください。番号4、地図は戻って5ページになります。登記簿地目、現況地目いずれも畑、農振農用地区域外にありまして、面積は315 m<sup>2</sup>。権利種別は贈与。親子ですので、同居しているということになります。

転用目的は一般個人住宅の建設で、現在居住している父親の居宅が古くなり、また手狭になったということで、父親から当該地を譲り受け居宅を新築したいという希望でございます。

なお、当該地につきましては、ほぼ砂利敷きのような形になっておりまして、農地から形状変更されている形でありますので、追認案件と区分させていただいております。

続いて、番号5、地図は9ページにお進みください。登記簿地目、現況地目いずれも田、農振農用地区域外にありまして、面積は7,466 m<sup>2</sup>。権利種別は売買。

転用目的は、太陽光パネルを設置して発電所として利用したいということでございます。

こちらの土地につきましては、以前、農振農用地からの除外について、この総会において検討して許可相当と判断したものでございます。

続いて、番号6、地図は10ページになります。登記簿地目は田、現況地目は雑種地、農振農用地区域外にありまして、面積は計3,140 m<sup>2</sup>。権利種別は売買。

転用目的は、太陽光パネルを設置して発電所として利用するというところでございます。

こちらにつきましても農振除外、今年の4月24日に農振地域から除外された土地になります。

続いて、11ページにお進みください。番号7、地図は11ページになります。登記簿地目は田、現況地目は田及び雑種地、農振農用地区域外にありまして、面積は計3,596 m<sup>2</sup>。権利種別は売買。

転用の目的は、同じく太陽光パネルを設置して発電所として利用するためということで、こちらにつきましても本年4月24日に農振地域からの除外になっているところでございます。

続いて、番号8、地図は12ページになります。登記簿地目、現況地目いずれも田、農振農用地区域外にありまして、面積は3,287 m<sup>2</sup>。権利種別は売買。

転用目的は、同じく太陽光パネルを設置して発電所として利用したいということで、こちらでも本年4月24日に農振地域から除外されている土地になります。

続いて、12ページ、番号9、地図は変わらず12ページになります。登記簿地目、現況地目いずれも田、面積は2,633 m<sup>2</sup>。権利種別は売買。

転用目的は、同じく太陽光パネルを設置して発電所として利用するというところで、こちらでも本年4月24日に農振地域から除外されている土地になります。

続いて、番号10、地図は変わらず12ページになります。登記簿地目、現況地目いずれも田、面積は2,644 m<sup>2</sup>。権利種別は売買。

転用理由は、同じく太陽光パネルを設置して発電所として利用するというところで、こち

らも本年4月24日に農振地域から除外されている土地になります。

続いて、番号11、地図は13ページになります。登記簿地目は田及び畑、現況地目も同じく田及び畑、面積は計3,301㎡。権利種別は売買。

こちらも太陽光パネルを設置して発電所として利用するというので、本年の4月24日に農振地域から除外されている土地になります。

続いて、番号12、地図は14ページにお進みください。登記簿地目、現況目いずれも田、面積は2,037㎡。権利種別は売買。

こちらも太陽光パネルを設置して発電所として利用したいということで、本年4月24日に農振地域から除外されている土地になります。

続いて、13ページ。番号13、地図は戻って12ページになります。登記簿地目は田及び畑、現況地目は畑及び雑種地、面積は計3,032㎡。権利種別は売買。

転用の目的は、太陽光パネルを設置して発電所として利用したいということで、こちらも本年4月24日に農振地域から除外されている土地になります。

続いて、番号14、地図は15ページにお進みください。登記簿地目、現況地目いずれも田、面積は2,477㎡。権利種別は売買。

転用の目的は、同じく太陽光パネルを設置して発電所として利用するというので、こちらも本年4月24日に農振地域から除外されている土地になります。説明は以上です。

○議長(熊谷玲子君) 次に担当地区の農業委員並びに推進委員から、申請地の現況についての説明をお願いします。議案第3号1番について、大船渡地区大船渡地域、佐藤幾子推進委員から説明をお願いします。

○大船渡地区大船渡地域推進委員(佐藤幾子君) 推進委員の佐藤です。議案第3号1番について報告いたします。

6月23日、午前10時頃に現地確認をしました。

地図にありますように、道路に面した部分は駐車場として車止めブロックが設置されており、総体の面積の3分の1あるいは4分の1くらいが駐車場になっており、その奥は畑として耕作されておりました。

夕方5時頃に、譲渡人に電話で聞き取りをいたしました。高齢の母が畑下の自宅で一人住まいをしており、畑の耕作も母が行っているということです。畑に行くためには自宅脇の坂道を上り駐車場側から行くように、行き来が限られています。自分は市外に住み仕事をしているので、将来の不安解消策として今回の売買を譲受人に依頼したとのこと。お母様も同意されており、譲受人には25日に電話にて確認済みです。

現地は住宅街であり、近隣に農地も見当たらず影響はないと判断いたしました。よろしく、ご審議をお願いします。

○議長(熊谷玲子君) それでは議案第3号1番について質疑、意見を許しますが、何かございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(熊谷玲子君) 以上で質疑、意見を終わり、直ちに採決いたします。

議案第3号1番について、本委員会において許可と決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長(熊谷玲子君) 挙手全員であります。よって、議案第3号1番は本委員会において許可とすることに決定いたしました。

○議長(熊谷玲子君) 次に議案第3号2番について、4番、及川和子農業委員から説明をお願いします。

○4番(及川和子君) 4番の及川です。議案第3号2番について調査報告いたします。

6月22日に現地確認をし、6月24日に譲渡人に直接お話しを伺いました。一昨年まではキャベツなどの野菜を作っており、家族や自分で消費をしていたそうです。今後は高齢の体のことを鑑みて家族と相談のうえ、土地を手放す結論に至ったとのことでした。

現地は北側には宅地、南側には整地された土地、そして東側は擁壁の上に耕作を行っている土地がありましたが、現地と隣接はしておらず、その他周辺への影響はないと判断されます。以上です。よろしくをお願いします。

○議長(熊谷玲子君) それでは議案第3号2番について質疑、意見を許しますが、何かございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(熊谷玲子君) 以上で質疑、意見を終わり、直ちに採決いたします。

議案第3号2番について、本委員会において許可と決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長(熊谷玲子君) 挙手全員であります。よって、議案第3号2番は本委員会において許可とすることに決定いたしました。

○議長(熊谷玲子君) 次に議案第3号3番について、4番、及川和子農業委員から説明をお願いします。

○4番(及川和子君) 4番、及川です。議案第3号3番について調査報告いたします。

6月22日に現地を確認し、譲渡人に電話にてお話しを伺いました。お母様が亡くなられて10年以上となりますが、その間特に耕作を行っておらず、今後も畑として使用する予定はないということです。

現地は付近に既に新しい住宅が建っており、東側は住宅、西側は擁壁下に雑種地が広がっていました。隣接地に農地はなく、特に問題はないと判断されます。以上です。よろしくをお願いします。

○議長(熊谷玲子君) それでは議案第3号3番について質疑、意見を許しますが、何かご

ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(熊谷玲子君) 以上で質疑、意見を終わり、直ちに採決いたします。

議案第3号3番について、本委員会において許可と決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長(熊谷玲子君) 挙手全員であります。よって、議案第3号3番は本委員会において許可とすることに決定いたしました。

○議長(熊谷玲子君) 次に議案第3号4番について、大船渡地区日頃市地域、中嶋敬治推進委員から説明をお願いします。

○大船渡地区日頃市地域推進委員(中嶋敬治君) 推進委員の中嶋です。議案第3号4番についてですが、先に報告いたしました議案第2号1番の内容で、ご子息の一般住宅用地として譲渡したいということでした。

周囲は譲渡人所有の休耕地でありますので、その他の農地への影響はないと思われまます。よろしくをお願いします。

○議長(熊谷玲子君) それでは議案第3号4番について質疑、意見を許しますが、何かございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(熊谷玲子君) 以上で質疑、意見を終わり、直ちに採決いたします。

議案第3号4番について、本委員会において許可と決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長(熊谷玲子君) 挙手全員であります。よって、議案第3号4番は本委員会において許可とすることに決定いたしました。

○議長(熊谷玲子君) 次に議案第3号5番について、三陸町地区越喜来地域、及川孝子推進委員から説明をお願いします。

○三陸町地区越喜来地域推進委員(及川孝子君) 推進委員の及川です。議案第3号5番について、現地調査及び聞き取り調査を行いましたので報告をいたします。

地図は9ページになります。

現況は休耕地で棚田になっており日当たりも良く、東側には道を隔てて数軒の建物、南側には1軒民家があり、北側、西側は山林になっております。

申請に至った経緯ですが、6月25日午後4時20分頃、譲渡人宅に伺ったところ、本人は仕事からまだ帰宅していないということで、同居しているお母さんからお話を伺いました。現在耕作はしておらず、草刈りだけは人を雇い作業してもらっており、今後も耕作の予定はなく、維持管理も大変だということで、太陽光発電設備整備をしたいということ

になったということです。今年2月に農振除外申請を行った時と同じお話しでした。また、6月26日午前10時頃、譲受人の担当者に電話でお話しを伺わせていただきました。譲渡人から太陽光発電設備についてお話しがあり、調査させていただいた結果、譲渡人が土地の有効活用を希望していることから、土地の形状をそのまま利用した太陽光発電設備の整備をすることになったそうです。

周囲には農地はなく、周辺農地への影響はないものと考えられます。報告は以上でありますので、よろしく願いいたします。

○議長(熊谷玲子君) それでは議案第3号5番について質疑、意見を許しますが、何かございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(熊谷玲子君) 以上で質疑、意見を終わり、直ちに採決いたします。

議案第3号5番について、本委員会において許可と決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長(熊谷玲子君) 挙手全員であります。よって、議案第3号5番は本委員会において許可とすることに決定いたしました。

○議長(熊谷玲子君) 次に議案第3号6番について、9番、中村亨農業委員から説明をお願いします。

○9番(中村亨君) 9番、中村です。2月の総会で農振除外の申請があった農地です。

譲渡人は農振除外されて予定どおり譲渡の運びとなり、太陽光パネルを設置して発電所として利用したいということで申請がされました。

土地の説明は2月にしているのので省略させていただきます。以上です。

○議長(熊谷玲子君) それでは議案第3号6番について質疑、意見を許しますが、何かございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(熊谷玲子君) 以上で質疑、意見を終わり、直ちに採決いたします。

議案第3号6番について、本委員会において許可と決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長(熊谷玲子君) 挙手全員であります。よって、議案第3号6番は本委員会において許可とすることに決定いたしました。

○議長(熊谷玲子君) 次に議案第3号7番について、9番、中村亨農業委員から説明をお願いします。

○9番(中村亨君) 9番、中村です。譲受人としては、この許可が降りれば7月中頃から工事を始めたいということでした。以上です。



○議長(熊谷玲子君) それでは議案第3号7番について質疑、意見を許しますが、何かございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(熊谷玲子君) 以上で質疑、意見を終わり、直ちに採決いたします。

議案第3号7番について、本委員会において許可と決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長(熊谷玲子君) 挙手全員であります。よって、議案第3号7番は本委員会において許可とすることに決定いたしました。

○議長(熊谷玲子君) 次に議案第3号8番について、9番、中村亨農業委員から説明をお願いします。

○9番(中村亨君) 9番、中村です。8番の譲渡人は数年前に別な会社と話をしていたのですが、今回譲受人の担当と話が進んだということで、なるべく早くやりたいということ。以上です。

○議長(熊谷玲子君) それでは議案第3号8番について質疑、意見を許しますが、何かございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(熊谷玲子君) 以上で質疑、意見を終わり、直ちに採決いたします。

議案第3号8番について、本委員会において許可と決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長(熊谷玲子君) 挙手全員であります。よって、議案第3号8番は本委員会において許可とすることに決定いたしました。

○議長(熊谷玲子君) 次に議案第3号9番について、9番、中村亨農業委員から説明をお願いします。

○9番(中村亨君) 9番、中村です。譲渡人は県外に単身赴任しており、農地の管理もままならないというような状況で、太陽光パネルを設置して売却してしまうということでした。以上です。

○議長(熊谷玲子君) それでは議案第3号9番について質疑、意見を許しますが、何かございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(熊谷玲子君) 以上で質疑、意見を終わり、直ちに採決いたします。

議案第3号9番について、本委員会において許可と決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長(熊谷玲子君) 举手全員であります。よって、議案第3号9番は本委員会において許可とすることに決定いたしました。

○議長(熊谷玲子君) 次に議案第3号10番について、9番、中村亨農業委員から説明をお願いします。

○9番(中村亨君) 9番、中村です。先ほどと同じような状況で、実際道路脇ですけれども、将来道路を広く利用したいということなので、会社とは境目をちょっと広く道路を取るということで交渉したということでした。早く進めてもらえればということでした。以上です。

○議長(熊谷玲子君) それでは議案第3号10番について質疑、意見を許しますが、何かございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(熊谷玲子君) 以上で質疑、意見を終わり、直ちに採決いたします。

議案第3号10番について、本委員会において許可と決定することに賛成の農業委員の举手を求めます。

( 賛成者举手 )

○議長(熊谷玲子君) 举手全員であります。よって、議案第3号10番は本委員会において許可とすることに決定いたしました。

○議長(熊谷玲子君) 次に議案第3号11番について、9番、中村亨農業委員から説明をお願いします。

○9番(中村亨君) 9番、中村です。11番の譲渡人ですけれども、今回提出いただいた案件で、ここだけ会社が違うので担当の行政書士からお話を聞きました。図面と地図の境目が実際の田んぼの土手と合わないと思って、地主に確認したところ、側の家の土地も含めて、いずれは処分したいので、そのまま進めていただいて構わないということでしたので、行政書士にもその旨を伝えてよろしく願いますということでした。以上です。

○議長(熊谷玲子君) それでは議案第3号11番について質疑、意見を許しますが、何かございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(熊谷玲子君) 以上で質疑、意見を終わり、直ちに採決いたします。

議案第3号11番について、本委員会において許可と決定することに賛成の農業委員の举手を求めます。

( 賛成者举手 )

○議長(熊谷玲子君) 举手全員であります。よって、議案第3号11番は本委員会において許可とすることに決定いたしました。

○議長(熊谷玲子君) 次に議案第3号12番について、9番、中村亨農業委員から説明をお願いします。

○9番(中村亨君) 9番、中村です。ここのところは道路から入ってくる取付道路が今のところ広さが確保できないということで、名義人が田んぼの名義人ではないということで、その辺の交渉を進めているところです。取付道路の分が解決し次第、始めたいということで交渉中であります。地主はもう渡してしまうということで、草刈りをやらなくなって早く進めてくれればということでした。以上です。

○議長(熊谷玲子君) それでは議案第3号12番について質疑、意見を許しますが、何かございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(熊谷玲子君) 以上で質疑、意見を終わり、直ちに採決いたします。

議案第3号12番について、本委員会において許可と決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長(熊谷玲子君) 挙手全員であります。よって、議案第3号12番は本委員会において許可とすることに決定いたしました。

○議長(熊谷玲子君) 次に議案第3号13番について、9番、中村亨農業委員から説明をお願いします。

○9番(中村亨君) 9番、中村です。ここは田んぼが敷地の半分を占めているように感じられますけれども、実際は土手が高くて、田んぼの面積はごく少ない傾斜地の状況です。農林課を通じて草刈りの契約もされているので、今回、太陽光パネルが始まるということで、売買をする前に草刈りをしなくちゃいけないということをお話しておりました。譲受人のほうではその辺の流れも承知しているようで、早く進めたいということでした。以上です。

○議長(熊谷玲子君) それでは議案第3号13番について質疑、意見を許しますが、何かございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(熊谷玲子君) 以上で質疑、意見を終わり、直ちに採決いたします。

議案第3号13番について、本委員会において許可と決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長(熊谷玲子君) 挙手全員であります。よって、議案第3号13番は本委員会において許可とすることに決定いたしました。

○議長(熊谷玲子君) 次に議案第3号14番について、9番、中村亨農業委員から説明をお願いします。

○9番(中村亨君) 9番、中村です。田んぼの中の土手の草刈りをしてほしいということをお言われたということで、草刈りをしたようなんですけれども、全体の敷地の中間の土手なの

で、そこはおかしいんじゃないかということで、譲受人の担当者に確認したところ、いずれ設置が決まれば全体の枠の中なので管理は譲受人ですということを確認しました。譲渡人には、これからは心配しなくていいですよと話をしました。以上です。

○議長(熊谷玲子君) それでは議案第3号14番について質疑、意見を許しますが、何かございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(熊谷玲子君) 以上で質疑、意見を終わり、直ちに採決いたします。

議案第3号14番について、本委員会において許可と決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長(熊谷玲子君) 挙手全員であります。よって、議案第3号14番は本委員会において許可とすることに決定いたしました。

○議長(熊谷玲子君) 次に、日程第8、議案第4号、農地法の適用外であることの証明願についてを議題といたします。事務局から議案の朗読と説明をお願いします。

○事務局長補佐(佐々木浩久君) 議案書14ページをお開きください。議案第4号、農地法の適用外であることの証明願を受理したので、本委員会の会議に付し、可否を決定するものです。

番号1、地図は2ページになります。登記簿地目は畑、現況地目は宅地、面積は38㎡。

非農地の事由ですけれども、昭和42年当時に隣地に居宅が建築されて以来、住宅敷地の一部として一体利用されてきたということで、前所有者ともども、長年宅地として利用されてきたので、登記簿地目も農地でないと考えていたためということであります。

当該地は、議案第1号2番で協議していただいた土地の隣の土地となります。以上です。

○議長(熊谷玲子君) 次に担当地区の農業委員から、申請地の現況について説明をお願いします。議案第4号1番について、5番、細谷知成農業委員から説明をお願いします。

○5番(細谷知成君) 5番、細谷です。議案第4号1番につきまして、6月23日に現地調査、25日に聞き取り調査を行いましたので報告をいたします。

地図は2ページになります。

現地は、高さ2mから3mの庭木が立ち並んでいる土地になります。

申請に至った経緯ですけれども、議案第1号2番と同様の理由により、死因贈与で譲受人に所有権移転された土地で、前所有者の奥さんが昭和42年当時に居宅を建築して以来、庭敷地として利用されてきたということです。

現地は住宅敷地と国道の間の狭小な土地で、高さ2、3mの庭木が立ち並んでいるため、農地としての利用は困難であると思われます。報告については以上でございます。

○議長(熊谷玲子君) それでは議案第4号1番について質疑、意見を許しますが、何かございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(熊谷玲子君) 以上で質疑、意見を終わり、直ちに採決いたします。

議案第4号1番について、本委員会において願いのとおり決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長(熊谷玲子君) 挙手全員であります。よって、議案第4号1番について本委員会において願いのとおり決定いたしました。

○議長(熊谷玲子君) 次に、日程第9、議案第5号、令和5年度農業委員の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表(案)についてを議題といたします。事務局から議案の朗読と説明をお願いします。

○事務局長補佐(佐々木浩久君) 議案書15ページになります。議案第5号、令和5年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表(案)を本委員会の会議に付し、議決を求めるものです。

皆様に議案を郵送した際、現状の10人の農業委員、10人の推進委員ということで、20人分の数字で書類を作ったんですけども、その後、県から前任の方々についても、これこれの要領で案分して計算に入れなさいという指示があったもので、本日、皆様の机の上に16ページ以降の変更したもの、それから目標達成の標語、別表というものをお渡ししております。こちらによって説明をさせていただきます。よろしくをお願いします。

それでは、別冊になっております令和5年度最適化活動の目標及び目標に対する点検・評価です。最適化活動の成果目標、こちらは皆様が令和5年11月20日に就任した時点をもって目標設定を再度やり直しておりますので、そのときの数字が入っております。前年度末の集積率13.8%にそれぞれ皆様頑張ってください、0.1haほど集積を重ねて、集積率14%を目指すという計画にしておったところでございますけれども、残念ながら令和5年度中に集積ができたところがございますので、集積面積は87haで変わらず、今年度の集積率は13.8%、これも目標設定時点と変わらずということになりました。14haの目標に対して現状13.8haの集積となっておりますので、目標達成状況は98.2%となっております。こちらは国の基準にあわせると評価点は3点、5満点ですけども3点という形になっております。

それから遊休地の解消等ですけども、以前に緑区分の遊休農地にカウントした54haの土地があるんですけども、そのうち11haを毎年解消していく目標を立てておりました。それに対しまして、新規に農地を借りる、貸すというようなことで、農地に戻った例というのはありませんので、緑区分から状況が悪くなって非農地判断によって農地から除外した、もしくは農地転用の申請があつて農地から除外したものが0.7haございました。これによりまして、目標達成状況は6.4%となりまして、国の基準に従って評価基準は1点ということになります。黄色区分の解消の工程表、これは国のひな型を待って策定するという

ことにしておりますが、国のひな型、未だ通知されておられませんので、策定しなかった  
ので評価点も入っておりません。新規の発生の解消面積 3 ha にしておりますけれども、  
こちらにつきましては、解消に至っておりませんので、評価点は 1 点となっております。  
17 ページをお開きください。遊休農地の発生防止なんですけれども、こちらにつきましては、  
昨年度新たに遊休農地が発生しなかったのなら①のところにマルがつく、前年度、今  
年度いずれも遊休農地が新規発生していない場合は②にマルがつくということになってい  
くところがございますけれども、なかったので評価点あわせて空欄となっております。

新規参入の促進ですけれども、目標として 0.1 ha の新規参入を目指すとしていたところ  
ですけれども、昨年度新規に参入された方につきましては、土地ではなくて施設を使って  
の新規就農でありましたので、集積面積はなくゼロということでしたので、評価点も 1 点  
となっております。

それから最適化活動の活動目標のところですので、とりあえず活動すべき日数とし  
て国が掲げております 10 日を、当市の委員会でも目標として掲げておりますけれども、実  
績といたしまして月当たりの平均で、以前に令和 5 年 11 月 19 日で退任された方を含めま  
して、月平均の活動日数が 3.26 という数字になりました。活動日数の目標は下回っている  
という評価にはなるんですけれども、我々としては精一杯頑張っていたと考えてお  
ります。

活動の強化月間は 3 回設定するということでしたけれども、3 回実施したということで  
評価点は 1 点。新規参入相談会への参加ということも 1 回を予定しておりましたけれども、  
1 回実施しましたので評価点 1 点となっております。

18 ページから 22 ページまでが、先ほど言った内容を表にまとめたものになります。18  
ページの内容は、令和 5 年 11 月 20 日時点で目標数字を書き変えた時点での数字になって  
おります。

19 ページをお開きください。この中の中段③の実績というところですので、農地の  
集積については令和 5 年度ゼロということで、今年度末の集積率 13.8% は前年の数字と変  
わらず、目標達成率は 98.1% となっております。点検結果といたしましては、新たな農地  
集積に向けて、農地利用希望者と土地所有者の調整等を行ったところではございませ  
んけれども、使用貸借の成約には至らなかったということで、0 ha という数字になって  
おります。

20 ページにお進みください。遊休農地の発生防止なんですけれども、③の実績となっ  
ているところ、先ほども言いましたとおり 54 ha を 5 年にわたって減少させていくという目  
標となっております。11 ha ずつということになっているんですけれども、昨年度は 0.7 ha  
ということで、これにつきましては、黄色区分の遊休農地の解消、標準様式の提供を受け  
工程表の策定をしておりますけれども、これはできなかったということになります。  
11ha の目標に対して 0.7ha、非農地判断と農地転用の実績で 0.7ha の解消にとどまっ  
たということになっております。

それから 21 ページです。新規参入の促進でありますけれども、新規参入者に貸与できるものとしてシステムに登録しておく、農林水産省で地図で公開しているものに、ここは借り手を探していますというようなことができるのですけれども、3条の3などの届出の際、相続はされたようだけれども、この土地はお使いになりますか、使わないのであれば他の人に貸してみてもいいかと伺いはするんですが、まず借り手がないというのが現状であるということは、皆さんお分かりのようであり、そこまで考えていないという方がほとんどであります。これにつきましては、0%ということになっております。

それから 2 番の最適化活動の活動目標 3.26 という数字になっております。こちらは先ほど申し上げましたとおり、令和 5 年 11 月 19 日までの委員を含めた数字になっております。

それから活動強化月間の設定として、令和 5 年 8 月、10 月、11 月に 3 回農地の集積、遊休農地の解消、新規参入の促進という活動強化月間を設けるということになっておりましたけれども、8 月、10 月、11 月の予定を 12 月にずれましたが、それぞれ 1 回ずつ開催したということで、3 回設定したことになっております。

22 ページになりますが、新規参入相談会への参加ということで、実績の欄ですが、令和 5 年 12 月 17 日に開催されたけせん地方就農相談会に、農業委員会から会長と職務代理者が参加して、補助金制度だとか作物の選定などについて相談を受けたということで実施したものでございます。

目標の達成状況ですけれども、実績として数字にはなかなか表せないですけれども、やや下回る結果となったという評価になっております。

23 ページは皆様の活動というよりは、事務局でどのような事務をしていたかという内容になっております。昨年度につきましては、11 月に会長、職務代理者の選任等のため通常以外の総会を 1 回開催しましたので、それで 2 回という回数になっております。

農地法第 3 条それから農地転用に関する事務ですけれども、我々のほうでは、毎月 10 日締めで申請書を出していただいて、28 日の総会にかけるというスケジュールでやっております。その関係で標準の処理期間は 30 日程度とは見込んでおるんですが、実際は 10 日前後までに申請書を出していただいて、当月かけるとなっておりますので、それぞれ 21.3 日、21.6 日で処理を完了しているということになっております。

それから 24 ページと 25 ページにつきましては、皆様からご提出いただきました活動日数などを入れ込んだ表、大船渡の北部、南部、それから三陸地区と分けた場合の集積の面積などを入れ込んだ表になっております。こちらにつきましては、25 ページでそれぞれ月の平均の日数が出ております。これの平均が 3.26 日ということになります。国では 10 日に近づけるように努力せよということでありまして、正直な話、今年度からこの日数によって補助金を変えるというようなことも言われております。先月の総会でちょっとでも見回ったということをやれば、1 日と勘定してつけているというお話もありましたし、県や国の機関の方々からも、なにかちょっとでも出かけたついでに農地をちらっと見ただけで

結構ですので、1日とカウントしてくださいと言われておりますので、皆様、活動日誌はそのような形でつけていただければと考えております。

26 ページにつきましては、先ほど事務局での活動内容ということで紹介したものでございます。3条それから農地転用にかかる日数は21.3日、21.6日を基準として行っているということになっております。とりあえず現時点で我々のほうでは管内の農地面積632haに対して、違反転用事案は把握していないというようなことになっております。もしくは把握したならば改善してもらうか、もしくは申請書を出して非農地などの判断を行うというスタンスにしております。

我々のほうで作成した点検・評価の内容としては以上でございます。皆様には一生懸命活動していただいたと判断しておりますけれども、国の基準では、やや下回るという数字に落ちてしまうということでご理解をいただきたいと思っております。説明は以上です。

○議長(熊谷玲子君) それでは議案第5号について質疑、意見を許しますが、何かございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(熊谷玲子君) 以上で質疑、意見を終わり、直ちに採決いたします。

議案第5号について、本委員会において原案のとおり決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

( 賛成者挙手 )

○議長(熊谷玲子君) 挙手全員であります。よって、議案第5号については本委員会において原案のとおり決定することといたしました。

○議長(熊谷玲子君) 以上をもちまして、本総会に付議されたすべての議案審議を終了いたしました。慎重審議を賜りまして、ありがとうございました。

これをもちまして、第9回総会を閉会いたします。

午後3時41分閉会